

令和4年度  
第6回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和4年9月26日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年9月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年9月26日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 9月26日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 9月26日 13時36分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 19名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 9番	吉田 晃	議席番号 10番	高橋 栄光
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田村 春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和查		
	農地調整係主事	澤口 頼太		
	農地調整係主事	恩賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。現在の出席委員は19名中19名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、9番 吉田晃 委員、10番 高橋栄光 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第6回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

4ページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年9月以降の主な会議 行事等日程について、

2項目め。令和4年度第6回総会について、

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、10月7日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和4年度岩手県農業委員会大会についてとなります。

内容について協議を行ったところ、5ページの中ほどに記載したとおり決定されました。

3項目め。農地等の被災に関する農業委員会の対応についてとなります。

内容について協議を行ったところ、7ページの下側に記載したとおり決定されました。

次のページの左上、4項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。

内容について協議を行ったところ、9ページの下側に記載したとおり決定されました。

以上、4項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項及び、協議事項で事務局より「2項目め」から「4項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして10ページの左上、5情報提供等となります。

小山田委員より4点ほど、続いて中村委員より遊休農地の解消に関係した意見が出されました。

また、立柳会長から出された3件の質問に対する情報交換が行われました。

続いて、事務局から3件の情報提供等を行いました。

一つめ。「鶴岡市農業委員会視察研修」に関する状況についてとなります。

内容について説明を行いました。改めて最新の状況について本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

二つめ。八幡平市繁殖育成センターの施設見学についてとなります。

運営委員会の開催前に1名の運営委員より質問が出されたことを受け、事務局で調査を行い、施設見学の概要について説明を行いました。この件に関しての再質問はありませんでした。

三つめ。令和4年度農業委員会大会の出欠報告についてとなります。

運営委員会の協議事項で説明を行いました。改めて出席者の報告について依頼を行ったものです。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第6回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年9月26日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

## 議長（立柳会長）

ただ今の「第6回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 11 ページをご覧ください。

令和 4 年 8 月 24 日から令和 4 年 9 月 25 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧 6 番は今年度 7 月に届出され、現地調査、総会議決された案件の取下げになります。そして、今月再度届出があり、この後の議案第 2 号の農地法 5 条第 1 項に規定する許可申請に対する意見の決定にて審議されます。詳しい経緯はそちらの方でご説明いたします。

次に、かた括弧 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 9 月 14 日の水曜日でございます。14 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の 7 番委員國司功委員、農業委員の 8 番委員松村勝彦委員、推進委員の西根北地区の 3 番委員齋藤徳重委員、推進委員の松尾地区の 3 番委員高橋憲一委員、推進委員の安代地区の 3 番委員三浦義春委員の 5 名でございます。

また、事務局からは澤口主事と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

#### ○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

申請番号1：帷子第8地割176、田、934㎡を含む2筆1,568㎡です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第6地割205、畑、975㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号3：平館第26地割24-5、田、937㎡を含む2筆1,803㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後は牧草を作付予定です。

申請番号4：荒木田第9地割20-1、畑、85㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

申請番号5：赤坂田109、田、996㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が貸借契約していた農業者が自己保全管理しており、権利設定後は水稻を作付予定です。

申請番号6：赤坂田227-5、畑、303㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 國司功 委員にお願いします。

## 7番（國司功委員）

7番 國司功です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約750mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から南西へ約350mの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、平館小学校から南東へ約600mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、西根第一中学校から北西へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、JR赤坂田駅から北へ約400mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、JR赤坂田駅から南西へ約150mの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 4 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（11 番 中村一彦 委員 退席確認）

### 議長（立柳会長）

これより、申請番号 4 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 4 番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、申請番号 4 番の案件については、『可』とすることに決定いたしました。ここで、議席番号 11 番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（11 番 中村一彦 委員 着席確認）

### 議長（立柳会長）

これより、申請番号 4 番を除く議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 4 番を除く議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。



(全員起立)

**議長 (立柳会長)**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長 (立柳会長)**

よって、申請番号4番を除く議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

**○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』**

**議長 (立柳会長)**

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局 (澤口主事)**

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1：清水170番3、田、273㎡。転用の目的は、賃貸借権の設定による駐車場の拡張です。内容は、駐車場が計画されております。

申請番号2：松尾寄木第13地割277、田、437㎡を含む13筆、10,956㎡。転用の目的は、使用貸借による養殖池の増設です。内容は、養殖池、駐車・作業スペース、沈殿池・排水路が計画されております。

本申請については、同様の事業内容で7月総会の際にご審議いただいたところですが、総会後に申請地が2筆漏れていたことが判明し、9月5日付で県に取下げ願を提出し、9月12日付で受理となったものです。申請漏れとなった筆は松尾寄木第13地割461と松尾寄木第13地割462の2筆になります。申請漏れとなった経緯は、昨年の9月に市の所有であった用悪水路を分筆後に取得しましたが、その際に用悪水路から田に地目変更もされておりました。農地に地目変更となったことから、本来は申請対象の筆でしたが、地目変更気付かず申請から漏れてしまっていたものです。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は申請地から500m以内に安代総合支所がある農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号2番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、水産動植物の養殖用施設に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長 (立柳会長)**

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 國司功 委員にお願い

します。

## 7番（國司委員）

7番の國司功です。

申請番号1番ですが、位置は安代総合支所から北西へ約490mの地点です。現況は、田で保全されておりました。

申請地はローソンの隣接地であり、現在の駐車スペースでは足りず、駐車場を拡張する必要があることから選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約1.8kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。

申請者は申請地の隣接地で養殖業を営んでおり、現在使用している水をそのまま利用できること等から、当該申請地を選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

## 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 6 件になります。関係資料 3 ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号 1：平笠第 25 地割 143、畑、555 m<sup>2</sup>を含む 3 筆、8,269 m<sup>2</sup>です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号 2：大更第 6 地割 45、畑、683 m<sup>2</sup>です。現況は、畜舎が建築されており、宅地化しておりました。

申請番号 3：平笠第 16 地割 51-3、畑、371 m<sup>2</sup>を含む 2 筆、1,849 m<sup>2</sup>です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号 4：平館第 25 地割 201-9、畑、1,797 m<sup>2</sup>を含む 3 筆、3,360 m<sup>2</sup>です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号 5：上の山 96、畑、112 m<sup>2</sup>です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号 6：上の山 144、畑、3,587 m<sup>2</sup>です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 7 番 國司功 委員にお願いいたします。

## 7 番（國司委員）

7 番の國司功です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根インターチェンジから西へ約 1.4 km の地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成元年頃から体調不良等により農作業が出来なかったことで雑種地化したとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は、JR 東大更駅から南西へ約 300m の地点です。現況は、畜舎が建っており、宅地化しておりました。申請地は、昭和 63 年頃に申請者の夫が畜舎を建築したことで宅地化したとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約 1.1 km の地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成 6 年頃から隣接する山林と一体的に残土置場として利用するようになり、雑種地化したとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は、平館高校から南西へ約 300m の地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成 14 年に購入した時点で既に雑種地化しており、そのまま利用して現在に至ったとのことでした。

申請番号 5 番ですが、位置は、安代インターチェンジから北へ約 350m の地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、平成元年頃から物置場として利用するようになり、雑種地化したとのことでした。

申請番号 6 番ですが、位置は、安代インターチェンジから北へ約 500m の地点です。現況は、草

木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、平成 10 年頃から立地条件が悪く、トラクターなどが入れずに放置していたことで原野化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページをご覧ください。今月の申請は、4 件で、全件新規の申請です。すべて賃貸借権設定で、そのうち 2 件が中間管理機構を通した申請です。

申請番号 1 番と 2 番は基盤法による賃貸借権設定で西根北地区に係る申請です。

申請番号 3 番と 4 番は農地中間管理機構での転貸による賃貸借権設定で松尾地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 13 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（立柳会長）**

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

**6 閉会（13時36分）**

**議長（立柳会長）**

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（田村事務局長）**

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年10月25日

会 長 \_\_\_\_\_

9番委員 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

# 令和4年度

## 第6回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年9月26日（月）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第6回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会